



早いもので、この講座も最終回となりました。今回は、源泉徴収事務と密接な関係がある法定調書の作成と提出を中心説明したいと思います。

法定調書とは、所得の支払者に対して税務署への提出が義務づけられている書類で、大きく「源泉徴収票」と「支払調書」に分かれます。

所得税法上、源泉徴収票は税務署に提出するとともに受給者にも交付が義務付けられている書類、支払調書は税務署への提出のみが義務付けられている書類です。ただし、実務的には支払者側と受給者側との認識の統一を図る意味で、支払調書を受給者に交付するケースも多いと思います。

代表的なものは次の六つです。

- 1 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）
- 2 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
- 3 報酬、料金、契約金及び賞金の支

支払調書

- 4 不動産の使用料等の支払調書
- 5 不動産等の譲受けの対価の支払調書

- 6 不動産等の売買または貸付のあつせん手数料の支払調書

これらの法定調書はいずれも所得税法の規定によって提出が義務付けられています。税務署が、所得税の課税標準の算定基礎となる事実関係の的確な把握をするためです。

もう少し刺激的なコトバを使うのであれば、「脱税防止のため」といってもいいかもしれません。

また、視点を変えて、第3回から第5回で触れた源泉所得税の納付の面から考えてみましょう。

第5回の最後で説明したように、給料にかかる源泉所得税に関していうと、会社は社員から国への所得税支払いの中継役に過ぎません。会社は、各社員から預かった税金を国に納付している

だけです。ところが納付の際に、所得の支払者が国に提出している所得税徵収高計算書（納付書）には、誰からいくらの税額を預かったのか、詳細は何も記載されません。

したがって、年に一度、いったい誰にいくら給料を支払い、そこからいくらの税金を預かって、これを国に納付したのかを報告する義務が会社にあるというわけです。

この各人別の所得と源泉所得税の報告という役割を、先の六つの法定調書のうち、初めの三つの調書は担っています。あとの三つは、だれにいくら支払ったのかという所得情報のみで、源泉所得税は関係しません。

そこで以下、「給与所得の源泉徵収票」「退職所得の源泉徵収票・特別徵収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」について、詳しく見ていくこととします。

給与所得の源泉徵収票 (給与支払報告書)

給与所得に関する源泉徵収税額の計算等については第2回、年末調整については第5回をご参考ください。

(1) 受給者への交付

給与所得の源泉徵収票は、すべての受給者に、前年分を当年1月末日まで（たとえば平成20年分を平成21年1月末日まで（平成21年1月末日は土曜

日だったので、2月2日まで）に交付しなければなりません。

実務的には、年末調整による過不足額の精算時（多くの場合は12月分給与支給時）に交付することが多いのではないかと思います。

(2) 稅務署への提出

給与所得の源泉徵収票はすべての受給者に交付しますが、税務署にはすべての受給者の分を提出するわけではありません。具体的な提出範囲は次ページ図表1の通りです。

提出期限は(1)と同様です。提出先、提出方法については、他の法定調書と合わせて後ほど説明します。

(3) 市区町村への提出（給与支払報告書）

これは所得税の源泉徵収とは離れて、住民税（都道府県民税と市区町村民税）の決定のために必要な手続きです。

源泉所得税は、会社が自ら計算して国に納付していました。これに対して、住民税は市区町村が計算します。そして、市区町村はその計算結果を毎年5月から6月にかけて会社に通知します。これが、第2回で説明した「特別徵収税額通知書」です。

したがって、源泉徵収票のように一定金額以上の給与を受給している者の分のみ提出するというわけにはいかず、当年1月1日に在籍しているすべての

図表1 紹介所得の源泉徵収票の提出範囲

受給者の区分		提出範囲	
年末調整をしたるもの	(1) 法人（人格のない社団等を含む）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしていなくてもその年中に役員であった者	その年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの	
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する者）	その年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの	
	(3) 上記(1)及び(2)以外の者	その年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもの	
年末調整をしなかったもの	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ その年中に退職した者、災害により被害を受けたため、その年中の給与所得に対する源泉所得額の徵収猶予または還付を受けた者 ロ 主たる給与等の金額が2000万円を超えるため、年末調整をしなかった者	その年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの ただし、法人の役員の場合には50万円を超えるもの
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかつた者（月額表または日額表の乙欄もしくは丙欄適用者等）	全部	その年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの

社員にかかる給与支払報告書を提出する必要があります。

提出先は、各社員のその年（平成20年分の給与に関するものなら平成21年）1月1日における住所地の市区町村に提出します（退職者については退職時の住所地の市区町村）。

提出期限は(1)(2)同様、当年1月末日までです。なお、前年中の退職者の給与支払報告者については、給与の支払金額が年間30万円以下であれば提出を省略することができます。

(4) 記載方法

記載すべき基本的な数字はほとんど第5回で説明した「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徵収簿」（以下「源泉徵収簿」）に書かれています。

源泉徵収票 (<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/annai/23100051.htm> 参照)

の数字欄と源泉徵収簿 (http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_03.htm 参照) との対応関係を確認ていきましょう。

以下、「支払金額」等の源泉徵収票の欄に、源泉徵収簿の①から⑪欄のどの数字を転記するか、という形でご説明します。

「支払金額」欄…⑦

「給与所得控除後の金額」欄…⑨

「所得控除額の合計額」欄…⑯

「源泉徵収税額」欄…⑪

「配偶者特別控除の額」欄…⑮

「社会保険料等の金額」欄…⑩+⑪+

⑫

「生命保険料の控除額」欄…⑬
「地震保険料の控除額」欄…⑭
「住宅借入金等特別控除の額」欄※と
(摘要) 欄中の「住宅借入金等特別控
除可能額」欄…⑯

(摘要) 欄中の「国民年金保険料等の
金額」及びその右隣の「配偶者の合計
所得」「個人年金保険料の金額」「旧長
期損害保険料」の各欄…右側にある同
名の各欄の金額

以上の通り、源泉徴収票に記載すべ
き金額のほとんどを源泉徴収簿から單
純転記することができます。

ただ一つ、単純転記できない金額が
あります。それは、※を付した「住宅
借入金等特別控除の額」欄です。

この欄は、源泉徴収簿において⑯<
⑰である場合には、⑰の金額ではなく、
⑯の金額を記載します。それは、次
のような事情によります。

住宅ローン控除制度は、第5回で説
明したとおり、税額控除制度です。つ
まり、自分の年税額の範囲でしか控除
できません。したがって、単純転記で
はなく、⑯欄(年税額)と⑰欄(住宅
借入金等特別控除額)を比較して、⑯
欄の金額の方が少ない場合には、⑯欄
の金額を源泉徴収票の「住宅借入金等
特別控除の額」欄に記載しなければな
らないのです。

一方で、源泉徴収票の「住宅借入金
等特別控除可能額」欄には、いかなる
場合にも⑰欄の金額を記載します。

それはなぜか。じつは、平成19年
からの、地方分権推進のための所得税
(国税) から住民税(地方税)への税
源移譲が影響しているのです。

個人所得課税における税源移譲とは、
簡単に言うと、所得税の最低税率を
10%から5%に下げる代わりに、地方
税の最低税率を5%から10%に上げ、
地方の税収を増やすというものです。
この影響で、平成19年分以降の所得
税の額が、税率変更前より減少する人
が出てきました。

もちろん、その分住民税が増加する
ので、所得税と住民税を合わせた個人
の税負担は税源移譲前と基本的には変
わりません。しかし、住宅ローン控除
を適用していた人には不利な現象が生
じます。

具体的にはこういうことです。源泉
徴収簿の⑯欄(年税額)が減少すると、
税源移譲がなかったとしたなら控除で
きていた住宅借入金等特別控除額を、
所得税から引き損ねてしまうことにな
ります。

たとえば、源泉徴収簿の⑰欄の住宅
借入金等特別控除額が15万円となる
人のケースを考えてみましょう。

この人の源泉徴収簿の⑯欄が、税源
移譲前の税率で20万円のところ、税
源移譲後の税率で10万2500円に減少
したとします。

そうすると、税源移譲前は、⑯欄か
ら⑰欄を満額引き切れるのに、税源移

譲後だと、源泉徴収簿の⑰欄は単純計
算すると△4万7500円となり、マイ
ナス値なのでゼロとなります。つまり、
差額の4万7500円は税額控除の切捨
てになってしまいます。

一方で、税源移譲によって住民税は
所得税減少額分だけ増えますので、所
得税+住民税のトータルで増税という
結果になってしまいます。

この増税を回避するため、住民税か
らも一定の住宅ローン控除額を差し引
くことができる措置が新たに設けられ
ました。そしてこのために、源泉徴収
票の(摘要)欄中の「住宅借入金等特
別控除可能額」に、控除できる最大値
である⑰欄の金額を記載するとい
うことになったのです。

ここまで説明した部分、国税庁から
も「税源移譲の実施に伴う『給与所得
の源泉徴収票』の摘要欄の記載につ
いて」という文書が出ているくらい
(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hotei/1910/index.htm>) 重要かつ分かりにくいと
ころですので、よく理解しておいてく
ださいね。

源泉徴収票の金額に関する記載方法
の説明は以上です。その他の点につい
ては、国税庁の「給与所得の源泉徴収
票等の法定調書の作成と提出の手引」
等を見ていただければ、難なく書ける
でしょう。

掲載終了テーマ

- 【第1回】 「源泉徴収」の基本知識
- 【第2回】 所得税の源泉徴収・住民税の特別徴収
(給与支払時)
- 【第3回】 所得税の源泉徴収・住民税の特別徴収
(退職金支払時)
- 【第4回】 報酬・料金等支払時の所得税の源
泉徴収
- 【第5回】 給与の年末調整
- 【第6回】 年末調整と同時期に行なう源泉徴
収関連事務

退職所得の源泉徴収票 ・特別徴収票

退職所得に関する源泉徴収税額の計
算等については、第3回をご参照くだ
さい。

(1) 受給者への交付

第3回で説明したとおり、退職の日
以後1ヵ月以内にすべての退職金受給
者に交付します。

(2) 税務署への提出

給与所得の源泉徴収票同様、退職所
得の源泉徴収票はすべての受給者に交
付しますが、税務署にはすべての受給
者の分を提出するわけではありません。

図表2 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調査提出範囲

区分	提出範囲
(1) 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金	同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
(2) バー、キャバレー等のホステス、パンケットホステス、コンパニオン等の報酬、料金	同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
(3) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの（国立病院、公立病院、その他の公共法人等に支払うものは提出不要）
(4) 広告宣伝のための賞金	同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
(5) 馬主が受ける競馬の賞金	その年中の1回の支払賞金額が75万円を超えるものの支払いを受けた者にかかるその年中のすべての支払金額
(6) プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金	同一人に対するその年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの
(7) (1)から(6)以外の報酬、料金等	

具体的には、法人（人格のない社団等を含みます）の役員であった受給者の分のみ提出します。役員とは取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等をいいます。

提出期限は原則退職の日以後1ヵ月以内ですが、退職の翌年1月末日までにまとめて提出してもよいことになっています。提出先、提出方法については、他の法定調書と合わせて後ほど説明します。

(3) 市区町村への提出（特別徴収票）

第3回で説明したとおり、退職所得に対する個人住民税は、退職年の1月1日現在の住所所在地の市区町村において課税されます。したがって、受給者が退職した年の1月1日の住所地の

市区町村に提出します。
提出しなければならない特別徴収票の範囲は(2)と同じです。提出期限は(1)同様、退職の日以後1ヵ月以内です。

(4) 記載方法

第3回でご紹介した「退職所得の受給に関する申告書」に従って記入します。

給与所得の源泉徴収票は、年間の給与・賞与の集計（中途入社の場合は前職分の合算も含む）や、年末調整等、さまざまな過程を経た後の金額・内容を1枚にまとめるので大変密度が高いのですが、それに比べると、退職所得の源泉徴収票の作成は容易ではないでしょうか。

報酬、料金、契約金及 賞金の支払調書

図表3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書記載例

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書				
支 払 を 受 け る 者	住所(居所) 又は所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1		
	氏名又は名称	国 稅 三 郎		
区 分	細 目	支 払 金 額		課 外 徴 収 税 額
外交員報酬		内 2 2 6 5 4 0 0 0	半 額 2 6 5 4 0 0 0	内 1 3 1 2 7 4 0 0

(注) この記載例は、外交員報酬を次のように支払っている場合の例です。

1 1月から12月までの報酬の支払総額265万4000円(給与等の支払金額なし)

2 1のうち 支払調書作成日現在において未払いのものの合計金額25万円

報酬、料金、契約金及び賞金の所得
に関する源泉徴収税額の計算等につい
ては、第4回をご参照ください。 (2) 税務

(2) 税務署への提出

具体的な提出範囲は前ページ図表2のとおりです。提出期限、提出先、提出方法については、他の法定調書と合わせて後ほど説明します。

(3) 市区町村への提出

この支払調書が住民税の計算基礎として直接的に活用されることはないので、市区町村への提出は必要ありません。

これは、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書に限らず、不動産の使用料等の支払調書、不動産等の譲受けの対価の支払調書、不動産等の売買または貸付のあっせん手数料の支払調書についても同様です。

(4) 記載方法

報酬の区分を「区分」欄に、年間の支払金額を「支払金額」欄に、源泉徴収した所得税額を「源泉徴収税額」欄に書きます（前ページ図表3参照）。報酬の区分については、第4回の図表1を参考にしてください。

その他細かい記載方法については、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等をご参照ください。

法定調書合計表

冒頭に掲げた六つの法定調書は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「合計表」）を添えて、支払者（=御社）の所轄税務署に提出します。

合計表に書くべき内容は、どの種類の法定調書を何枚提出し、それぞれの法定調書に記載された支払金額、源泉徴収税額の合計はいくらか、ということです。

提出期限は、前年分については当年1月末日です。現在進行している平成21年分については、平成22年1月31日が日曜日なので、提出期限は平成22年2月1日ということになります。

以上、代表的な法定調書について、その内容と、代表的な法定調書の提出方法について説明いたしました。

冒頭述べたことと重複しますが、所

得の支払者（=御社）は、あくまで「給与所得者」や「その他の所得者」から預かった税金の中継役に過ぎません。ですから、第5回までで学んだような源泉徴収税額の納付は間違えるわけにはいきませんし、間違えた場合は、すぐさま間違いを正す適法な措置を講じなければなりません。

今回学習した法定調書の提出は、「誰がいくら国に税金を納めたのか」という報告です。この報告を誤ったり怠つたりすると、御社だけでなく、所得者（受給者）や国、地方公共団体にまで影響が及ぶことになります。

源泉徴収事務に携わるからには、こういう責任ある仕事をしているんだ！という自覚をもって臨んでいきたいものです。

そんなことを頭の片隅に置きながら、今回の連載の内容をおさらいしていただけたら何よりです。



●のむら ゆきひろ

税理士・中小企業診断士。1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。2001年中小企業の会計・税務・意

思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。<http://www.nomura-co.com> 【近況】バイオリンのレッスンは順調に進んでおります。童謡「ちようちょ」も弾けるようになりました（笑）。